



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M
K
生

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
神奈川	神奈川縣川崎市長	道路改築	神奈川縣川崎市高石地内	八、一七
山口	山口縣宇部市長	道路改築	山口縣宇部市大字上宇部、冲宇部地内	" "
北海道	天鹽鐵道株式會社	鐵道敷設	北海道留萌郡小平藥村地内	" "
岡山	岡山縣知事	道路改築	岡山縣倉敷市濱町、日之出町、北濱町、都窪郡倉生村、中洲村、清音村、吉備郡川邊村、蘭村、箭田村、吳妹村、小田郡三谷村、戸掛町地内	八、二三
東京	東京橫濱電鐵株式會社	鐵道係員駐在所及倉庫建設	東京府東京市目黒區自由ヶ丘地内	" "
東京	京濱電氣鐵道株式會社	停留場改築	東京府東京市蒲田區羽田三丁目地内	" "

神奈川	内務大臣	道	改築	神奈川縣足柄下郡溫泉地内	八、二六
青森	内務大臣	河川	改修	青森縣中津輕郡和徳村地内	〃
滋賀	滋賀縣知事	道	改築	滋賀縣大津市別所、山上町、錦織町地内	〃
静岡	静岡縣濱松市長	道	新設	静岡縣濱松市三組町地内	〃
岐阜	岐阜縣惠那郡中津町外七ヶ 町村立中津農村學校組合	學校	建設	岐阜縣惠那郡中津町地内	八、二八
宮城	宮城縣知事	道	改築	宮城縣桃生郡矢本町地内	八、三〇
大阪	阪神急行電鐵株式會社	停留場	改良並ニ道路附替	大阪府大阪市東淀川區新高北通一丁目三國 町地内	〃
宮城	宮城縣知事	道	改築	宮城縣石卷市湊地内	九、一六
愛知	愛知縣幡豆郡西尾町	水路	改築	愛知縣幡豆郡西尾町地内	九、一七
千葉	文部大臣	學校	建設	愛知縣名古屋市中種區仁座町四谷通、不老 町、田代町、萩岡町、加賀宮本町、廣路町地内	九、一三
千葉	千葉縣知事	道	改築	千葉縣安房郡富浦町地内	〃

◎軌道法に依る申請に對する處分

茨城縣

水濱電車 軌道經營權設定ノ件(第二順位)

水濱電車株式會社申請に係る舊償償還の爲、該社所屬軌道(大工町磯濱間、磯濱海門橋間、大工町谷中間)を擔保として第二順位の抵當權を設定し、日本興業銀行より七十萬圓を借入れ、利息は日歩一錢四厘とし、償還期限を昭和十六年三月十日迄に爲さむとするの件は、八月十五日監第一九六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

法 令

水濱電車 電氣工事方法變更認可

水濱電車株式會社申請に係る水戸變電所に五〇サイクル用四〇〇キロワット同轉變流器一臺増設(工費豫算三二、〇〇〇圓)せむとするの件は九月五日監第二二一八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京府

西武鐵道

馬橋間軌道線路及工事方法變更認可
並特別設計許可

西武鐵道株式會社申請に係る東京府施行に係る青梅街道の一部

東京市杉並區地内馬橋、阿佐ヶ谷間道路擴築に伴ひ新宿線の位置を變更し、尙不況の折柄複線軌道敷設困難なる爲、道路の北側に偏し單線軌道を敷設し、將來之を複線軌道に變更せむとするを以て特殊設計と爲し九月五日監第二一一八號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道線路及工事方法變更の件認可し特別設計の許可せらる。尙左記通牒を附帶條件とす。

東京府知事宛

(一) 工事に着手せむとする時及工事竣功の際は貴府第二道路出張所に届出て其の指揮監督及竣功検査を受けること。

(二) 本工事は道路改修工事の進捗に支障なからしむる様施行すること。

(三) 路面に露出する工作物は其の頂部を計畫路面と同高に設置すること。

(四) 本工事に因り生ずる殘土は速に道路外に搬出すること。

(五) 本工事に基因し道路又は其の附屬物を毀損したる場合は速に原狀に回復すること。以上

神奈川縣

京濱電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る乗客の激増に伴ひ、輸送力の圓滑を期する爲變電設備強化擴充の必要を生じたるに付、川崎變

電所を新設し大森品川兩變電所を増設し、蒲田、鶴見兩變電所を移設(工費豫算總額五九、〇〇〇圓借入金)せむとするの件は八月二十日監第四六四ノ一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。尙左記東京府知事、神奈川縣知事へ通牒。

一、地方鐵道法施行規則第二十三條第一項第二號に準じ調製したる電氣工事竣功圖表提出のこと。以上

江ノ島電氣鐵道 車輛設計變更認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る昭和八年七月十八日監第一七四八號を以て認可に係る、四輪電動貨車の運轉臺の構造を變更(工費豫算約五百圓營業資金支出)せむとするの件は八月二十六日監第九七六號三を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

愛知縣

名古屋鐵道 名古屋鐵道會社合併認可
渥美電氣鐵道
豐橋自動車

名古屋鐵道株式會社、渥美電氣株式會社、豐橋自動車株式會社申請に係る渥美自動車株式會社及豐橋自動車株式會社は、何れも其の本據を豐橋市に置き、名古屋鐵道株式會社豐橋線の終點と同一市内にありて、三社は地理的關係に於て極めて密接なる状態にあり、近時豐橋市及其の附近に軍需工場増設せられ豐橋市の發展目覺しく、之に即應して交通事業の統制を強化し其の經營を合理的ならしめんとするものにして、方法として名古屋鐵道(存續)、

渥美電鐵、豊橋自動車(解散)と爲し、資本金七八、二八二、一〇〇圓、合併條件としては名古屋鐵道二株、渥美電鐵二株、豊橋自動車一株の合併比率を以てするものなるが、臨時資金調整法施行令第五條第二項に依り大藏、商工兩省に協議せし處、格別異存無き趣なるを以て八月二十六日監第二三二二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

名古屋市營 築地口間軌道線路及工事方法變更認可
稲永西 並特別設計許可

名古屋市申請に係る築地線は大正六年舊築地電軌株式會社に依り建設、昭和十二年三月本市に併合になりたるものなるが、此の間軌道殆ど無改修の状態なりしを以て、市營後極力補修し今日に到りたるも、全線は單線にして其の輸送力は二十餘年前と異ならず、常に輸送の圓滑に大なる缺陷あるを啣ちつゝありたり、然る處、今事變の發生と共に該市は軍需及一般産業擴充の一大中心地となり、之れが工場の建設は眞に刮目に價するものあり、本沿線も亦日本發送電火力發電所を始め種々の工場建設され、之れが通勤者は同線の先にある惟信中學校の通學者と共に停留場に渦を巻き之が爲不測の事故をも生ぜむとし、輸送力の擴充強化は焦眉の急となりたり、因つて一部複線とすると共に築港線との連絡を圖る爲之れが連絡取付に要する工事を施行せむとす、尙車體外有效幅

法 令

員を保有せざる個所あるを以て特別設計となし、八月二十七日監第二二五九號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道線路及工事方法變更の件認可し車體外有效幅員特別設計の件許可せらる。

三重 縣

中勢鐵道 瓦斯備客車設計變更認可

中勢鐵道株式會社申請に係る揮發油統制強化に伴ひ、現在配給量にては所定の運轉困難なるを以つて、代用燃料使用の目的にて陸式新瓦斯發生機を自動客車一輛に取付け、揮發油の不足を補はむとするの件は八月二十日監第二二四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

神都交通 二見停留場假設工事認可

神都交通株式會社申請に係る二見停留場に於ける乗客激増整理の爲輻輳する時に限り臨時降車場を設置し、以つて雜踏の緩和を圖らむとするの件は右假降車場使用期限を昭和十六年三月五日迄とし九月五日監第二一八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪 府

京阪電氣鐵道 自動閉塞信號機位置變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る蒲生停留場は省線京橋驛と連絡を有し急行停車驛にして、近來乗降客激増せる爲停車時分の延

長を免れざる状態に有之、且つ第一〇四號上り線用自動閉塞信號機の現在位置は曲線箇所にして見透も悪しき爲、信號機の位置を蒲生停留場寄りに移轉し、以つて閉塞區間の變更に依り運轉時分の調整を計らむとするものなり、尙亦香里園停留場は急行停車扉にして、住宅の増加及成田不動別院參詣の乗降客激増し停車時分の延長を免れざる状態なるを以て、下り線用第一六三號自動閉塞信號機の位置を香里園停留場寄りに移轉し、閉塞區間の變更に依り運轉時分の調整を計らむとするの件は九月五日監第二〇五九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神急行電鐵 軌道假設物使用期限延期認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る北野線梅田停留場附近は、梅田映画劇場新築に伴ふ交通の輻輳を調整する爲、道路を一部改築すると共に之に適合する様軌道を移設することとし、昭和十四年一月廿六日附監第二三三五號を以つて工事方法變更の認可を與へたるも、右軌道移設工事は道路改築を先決とする關係上道路工事の遅延に依り未だ實施の遲に至らざるを以て、昭和十五年一月十日附道第一六號を以て認可報告提出の假設物の使用期限を更に昭和十六年四月末日迄延期せむとするものにして而して、右道路改築工事は鐵道省所管用地を一部使用する關係上目下道路管理者より鐵道省當局に對し折衝中なるも、之が解決には今後尙相當時日

を要する見込に付、昭和十六年四月三十日迄延期するものとし九月五日監第一八九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪堺電鐵 電動客車設計認可

阪堺電鐵株式會社申請に係る産業都市として古き歴史を有する大阪市は年と共に進展し、市内に於ける工場地帯は今や隅なく工場建設せられ最早發展の餘地なき状態なるに、獨り該社沿線の土地所有者は古き大地主たるの舊習を脱せず、頑迷能く時代を認識せず、爲に膨大なる工場地は休閒地として取殘され、世人をして寧ろ奇異の感を抱かしめたり、然るに時代の變化非常時の反映は空閑地として何時迄も之を其の儘に放置することを許されず、今や陸續として工場の建設せられ最近一年有半の間に營業を開始したるもの數十工場に及び、在來の工場も又其の組織を變更し體様を擴大して各々面目を革めつゝあり、之に伴ふ住宅商店の増加亦夥しきものあり、従つて十數年來赤字を續け當社線を利用せらるゝこと尠なく之が存在を認められざりしに、今や世人注視の的として市内各運輸會社は既に行詰りを託す所なるに反して、將來該社は異數の發展を遂ぐるものと大に期待せられ、車輛の改造増車方の歎願投書を爲す者尠ならず、之等工場に通勤する労働者に在りては出勤時間の嚴守を強調せられ、作業能率の向上を呼ばるゝ秋として其のラッシュに於ては現在所有する單車は増發に増發を

重ぬるも其の用を缺くこと甚だ遠く、混雑の内に乗客の不満不平と罵叱雑言の内に其の日を湖塗しつゝあり、之等の缺陷を是正し圓滑なる輸送を期する爲にはボギー車を新造することを要し、現状を保持するときは將來由々しき社會問題を惹起する惧れ多分であり、又昭和九年の風水害に因り全滅したる堺市松屋、三寶附近一帯は堺市に於ける同地の都市計畫事業も完成し、築港工事も着々として進捗し陸海軍指定工場、重工業等大工場の建設は既に約束せられ設計、起工中のもの或は既に工事を終りたるもの相當數に上り、數年を俟たずして一大發展を遂げんとする過程に在り愈々車輛の増加と改造を求めて已まず、更に住之江公園には大阪護國神社の御造營始まり、日々勤勞奉仕團を輸送しつゝある處なるも、御建立の曉には四季を通じて參拜客新に増加することを豫想せられ、愈々繁雜を加へんとしつゝあり、現在所有する二十五臺の車輛は各々其の體型機構機能を異にし、單車は總じてスロースピードなる上に、乗降口ニテ所(ボギー車は三ヶ所大型)にして然も其の設計拙劣にして客の乗降に不便にして手間取り、運輸從業員を鞭撻するも兎角隔離を亂し、ダイヤを保持するに支障と困難を伴ひ、乗客の増加するに連れて益々其の缺點を増大することゝなる以上に其の收容は又極めて尠少なり、然して時代の進展と共に時間は愈々尊重せられ、乗客はスピードの増大と時間の短縮

法 令

を希望して已まず、各郊外電鐵は人心を捉ふるに汲々として之がスピードアップの研究を怠らず、大阪市に起點を置く電鐵會社に於て該社は此の點に於て特に見劣りすること甚だしく、乗客中にも兎角之を捉へて非難する者尠からず、會社の存立を確固として運輸報國の眞の使命を果す爲には現在のダイヤを變更し、相當スピードを高めざるを得ず、之が爲にはボギー車と、改良車の増車新造を要求して已まざるものなり、以上の理由に基き四輪ボギー式電動客車六輛新造(工事費二四〇、〇〇〇圓(借入金に依る))せむとするの件は九月十一日監第一四八四號を以つて内務、鐵道大臣より可認せらる。

大阪市營軌道 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る天満、今福線及曾根崎、天満筋線中窓町二丁目附近に於ける道路改築に伴ひ一部電車柱を配電線路に共用する爲、位置及設計變更(工事費二〇〇圓(營業利益金ヨリ支出))せむとするの件は九月五日監第二〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る天王寺、阿倍野線自天王寺西門至阿倍野橋間に於ける軌條の接續方法、道床鋪裝の工法を變更し渉線の移設、軌條の更換(重量増加)せむとするの件は、九月五日監第二一六四號を以て内

務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 境川停留場特別設計許可

大阪市申請に係る築港線境川町停留場東行既設安全地帯を一三米二九増築せむとするの件は、車輛停車位置は一部千分の三三、三の勾配に懸るを以つて特別設計となし、九月五日監第二二〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

福岡縣

若松市營軌道 軌道工事方法變更認可

若松市申請に係る市營貨物電車は當初建設費十六萬八千圓、年間最大能力十二萬瓩程度の規模を以て、昭和十一年五月營業を開始したるものなる處、翌十二年二月市電北湊驛の海陸連絡設備成るや利用貨物激増し、次で幾子もなく今時局に遭遇するや石炭の輸送は愈々増加を來し、爲に三年目には三十萬瓩、十四年度は四十萬瓩を消化し、更に十五年度に於ては該線の計畫實現と其他の充實と相俟て五十萬瓩の一大輸送を計畫中なり、從て斯る跳躍的發展に相應する能力擴充對策たる各種の事業擴張改良等は全面的に及び、投資額に於て三倍能力に至りては四倍乃至五倍近くの擴充を圖りたるものなり、斯くて市電輸送貨物は今や全貨物の八割は石炭を以て之を占め、雜貨二割となり全く石炭専用線たるの觀を呈して今後時局の長期繼續の機運に思ひ至れば、生産擴充の原

動力たるべき燃料増産及之が輸送強化は若て市電への影響は必至の趨勢と爲り、猶一段の充實を緊要とするに至れり、然るに該市電の施設の餘地たるや既に飽和點に達し、差向日本發送電株式會社の大量石炭輸送消化に於ても現在の施設に於て如何ともなし難き實情に有り、此に於て全面的能力擴充對策として運營の圓滑を期する爲、單線箇所の一部を複線（始點中川通七丁目四番地先、終點昭和通一丁目一ノ三）に變更せむとするものなるが、一面道路上複線と爲すは土工定規上不適切と思料せらるゝも、現地の都合上特別詮議を以て九月五日監第二一七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

九州電氣軌道 電氣工事方法變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る大里變電所及戸畑變電所新設の爲工事方法書を變更せむとするものなり、尙軌道實地監査の結果電鐵設備に關する手續未済なるを以て併せて認可申請せるものなるが、電氣及車輛に關する書類の進達に於て調査上遺憾の點不尠を認むるを以て此の旨知事に通牒することとし、九月五日監第二一八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

小倉電氣軌道 軌道工事方法變更認可並

特別設計許可

小倉電氣軌道株式會社申請に係る各停留場中心新程並各橋梁溝

橋經間曲線起點終點料程及勾配等を變更せむとするものなるが、練兵場前及本社前兩停留場設置箇所の勾配は孰れも特別設計として九月五日監第二二〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道工事方法變更の件認可し、特別設計の件許可せらる。

鹿兒島縣

鹿兒島市營 車輛設計變更認可

鹿兒島市申請に係る既認可車輛十輛の車輛改造事項書中、車輛一對の輪鐵内側距離一米四二九とあるを一米三七二に變更せむとするものにして、「バツダゲージ」四呎六吋を換算の際誤記せるものにして、此の誤謬を訂正せむとするの件は八月二十六日監第六五四一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目	團體名	道府縣
八、三	一五〇、〇〇〇圓	水道配水管増設費	門司市	福岡縣
八、五	一〇六、五〇〇	旱害救済事業費	長崎縣	
〃	三〇、四〇〇	道路改修費	下關市	福岡縣
〃	一四一、〇〇〇	都市計畫街路事業費	名古屋市	愛知縣
八、六	一四、七〇〇	都市計畫街路事業費	山口市	山口縣
〃	二七、〇〇〇	道路並水路改修費	下關市	同
八、一三	四〇、〇〇〇	道路改修費	山口市	
〃	一二五、〇〇〇	相浦港修築費	長崎縣	
八、一四	二五〇、〇〇〇	災害應急事業費	新潟縣	
〃	一八二、八〇〇	土木災害復舊費	鹿兒島縣	
八、一七	一、二五〇、〇〇〇	廣島工業港修築費	廣島縣	

法 令

八、一九	四八、〇〇〇
八、二〇	三八、〇〇〇
八、二二	一八、九〇〇
八、二六	一八五、〇〇〇
八、二七	一一六、〇〇〇
八、二九	八三、〇〇〇
八、三〇	三〇〇、〇〇〇
八、三一	二八〇、〇〇〇
八、三二	五六、一〇〇
八、三三	四三八、四〇〇
八、三四	六、八〇〇

災害防除施設費	工業用水道水源増設工事費
水上道布設費	昭和十四年災害復舊土木費
市道改修費	昭和十四年災害復舊土木費
災害復舊土木費	橋梁架換工事費
下水道布設費	
道路舗裝費	
下關漁港修築費	

濱中村	同	德島縣	川崎市	山口縣	長崎縣	姫路市	三重縣	萩市	燕町	德島縣
北海道			神奈川県			兵庫縣		山口縣	新潟縣	

